

議案第 23 号

訴訟上の和解について

東京高等裁判所平成20年（ネ）第4473号所有権移転登記手続請求控訴事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成21年 2 月 18日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 事件名 東京高等裁判所平成20年（ネ）第4473号所有権移転登記手続請求控訴事件
- 2 当事者 控 訴 人（第1審被告） 川 崎 市
被控訴人（第1審原告）
- 3 和解内容
 - (1) 控訴人と被控訴人は、川崎市 1344番1所在の土地が控訴人の所有であり、その範囲が別紙図面のロ、ハ、ニ、ホ、へ、リ、ヌ、ル、ヲ及びロの各点を順次直線で結んで囲まれた部分167.08平方メートルであることを確認する。
 - (2) 控訴人と被控訴人は、川崎市 1344番3所在の土地が被控訴人の所有であり、その範囲が別紙図面のイ、ロ、ヲ、ワ、カ及びイの各点を順次直線で結んで囲まれた部分72.72平方メートルであることを確認する。
 - (3) 控訴人は、被控訴人に対し、和解成立の日から1箇月以内に、第1項の

範囲の土地のうち、別紙図面のロ、ハ、ニ、ヌ、ル、ヲ及びロの各点を順次直線で結んで囲まれた部分46.53平方メートル（以下「本件売渡し部分」という。）を、代金1,750,000円で売り渡し、被控訴人は本件売渡し部分を買受ける。

(4) 被控訴人は、控訴人に対し、和解成立の日から1箇月以内に、前項の金員を、控訴人が第5項の所有権移転登記手続をするのと引換えに支払う。

(5) 控訴人は、被控訴人に対し、更正登記及び分筆登記の上、第4項の支払を受けるのと引換えに、和解成立の日から1箇月以内に、本件売渡し部分について、第3項の売渡しを原因とする所有権移転登記手続をする。

ただし、上記更正登記手続費用及び分筆登記手続費用は控訴人の負担とし、所有権移転登記手続費用は被控訴人の負担とする。

(6) 控訴人と被控訴人は、前項の登記手続に係る測量及び測量図の作成について、互いに協力するものとする。

ただし、上記測量図の作成費用については被控訴人の負担とする。

(7) 被控訴人は、その余の請求を放棄する。

(8) 控訴人と被控訴人は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、他に債権債務のないことを相互に確認する。

(9) 訴訟費用は、第1、2審とも各自の負担とする。

4 和解理由

本事件については、東京高等裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと、及び当該和解内容は本市の主張が受け入れられており、この和解により控訴人と被控訴人との間の土地に係る紛争が解決する上、現在の消防団器具置場の機能に影響が生じないことを勘案し、和解しようとするものである。

別紙図面（概略図）

